

宮城県子育て女性就職支援拠点育成補助金

Q & A

1 補助の対象となる事業（要綱第3条第1項）について

Q. 「(1) 女性の社会参画促進事業」の具体例はどのようなものですか？

A. 子育て中の女性が働きに出るためには、女性自身の社会参画意識を啓発し就労意欲を喚起すると同時に、家族の理解や地域内の様々な支援等の後押しも必要です。

具体例としては、子育て中の女性又は子育て中の夫婦や家族を対象に家族間での家事分担を考えるセミナーの開催や、地域内における男女の性別役割意識に起因する「女は家庭、男は仕事」のような偏見解消等を目的とするセミナーの開催及びこれらに付随する相談活動等が考えられます。

Q. 「(2) 就職支援事業」の具体例はどのようなものですか？

A. 例えば、就労意欲はあるが就職活動に一步踏み出せない子育て中の女性を対象に、先輩ママさんに聞く座談会・セミナー等の開催、地域内の保育所・幼稚園・一時保育施設・ファミリーサポート等、就職・就労において子育て中の女性が必要とする生活支援情報の提供、キャリアコンサルタントを講師に就職活動の進め方等のセミナー開催及びこれらに付随する相談活動等が考えられます。

Q. 「(3) 支援人材の育成・ネットワーク構築事業」の具体例はどのようなものですか？

A. 例えば、カウンセリング技術向上のため就労支援員（相談員）を専門研修へ参加させたり、他の支援機関と情報交換や連携がスムーズに行える関係を構築するため、圏域内の関係機関を回って補助事業に係る自団体の活動内容をPRする等の活動が考えられます。

Q. 託児サービスの提供は必須ですか？

A. 必須です。乳幼児や児童を子育て中の女性がセミナーや相談に参加しやすいよう、必ず事業計画に盛り込んでください。

Q. 託児サービスの提供は、どのような実施形態が想定されていますか？

A. 例えば、次のようなものが考えられます。

- ・ 拠点内又はセミナー会場にキッズコーナー（スペース）を設ける。
- ・ セミナー会場に設けたキッズコーナーに必要な応じ自前又は提携先からの派遣による保育士を配置する。
- ・ セミナー開催時に希望者に、自前又は外部提携先の託児サービス施設をあっせんする。
- ・ 利用者がハローワーク等他の支援機関を利用する際に、自前又は外部提携先の託児サービス施設をあっせんする。

2 補助期間等（要綱第4条）について

Q. 最大3か年度の補助とのことですが、各年度の補助期間は2月末までに設定されています。連続していないのは何故ですか？

A. 今回の補助金の財源としている国の交付金の関係で、変則的ではありますがこのような設定となっています。

このため、例えば、平成29年10月1日から平成32年2月末までの事業計画で申請しようとする場合、平成30年3月及び平成31年3月に支出した経費は、補助対象外経費となりますので、その部分は自主財源を充当してください。

Q. 計画期間中に実施した事業経費の支払いが翌月にずれ込んだ場合は補助されませんか？

A. 計画期間中に支払いまで完了した経費以外は補助対象経費として認められません。また、複数年の計画期間中であっても、各年度の補助期間終期である2月末までに支払いの完了していない経費は、当該年度の補助対象外となります。翌年度分に含めることも認められません。

※ 補助期間と補助対象経費の支出の関係

対象外		対象外	
A: H29.10～H30.2	3月	B: H30.4～H31.2	3月
C: H31.4からH32.2			

- ・ 上図の例では、Aで実施した分の経費は、Aの期間中に支払ったものだけが補助対象になります。その他の期間も同様です。

3 交付決定前着手の届出（要綱第8条）について

Q. 「交付決定前着手」の届出はどのような場合に必要ですか？

A. 複数年度の事業計画で認定された場合、年度ごとに補助金交付申請をしていた必要があります。その際、平成30年度以降の補助金交付申請に係る交付決定は、財源としている国の交付金交付決定を待って行います。そのため補助金交付決定が4月以降にずれ込む恐れもありますので、年度当初から事業を実施する計画の場合は念のため事前着手の届出をしてください。

4 補助事業の中止、廃止（要綱第9条）について

Q. 補助事業を中止又は廃止した場合、補助金の返還はありますか？

A. 事業継続が困難となり中止した場合は、規則第16条の規定に基づき交付決定を取り消します。その場合、補助事業者が既に支出した経費の有無に関わらず、受け取っている補助金がある場合はすべて返還する必要があります。

事業計画に記した期間よりも早めに自主事業に移行するため廃止した場合は、廃止までの実績報告に基づき補助金額を確定します。その際に既に交付された補助金額が確定額を上回っている場合は、その差額を返還する必要があります。

5 応募資格について

Q. まったく畑違いの事業を実施している団体でも応募できますか？

A. 要綱第5条の要件を満たしている団体であれば応募は可能です。

ただし、団体の既存事業との連携も審査項目になりますので、就労・子育て・生活・女性支援等、補助事業に何らかの密接に関連する事業を実施している団体の方が有利となります。

6 事業計画について

Q. 複数の圏域に応募した場合、支援人材は同じ者が複数拠点を兼務しても大丈夫ですか？

A. 複数拠点の兼務は可能です。また、団体の本来事業との兼務も可能です。

Q. 補助事業を実施する際、利用者から料金を徴収しても良いのですか？

A. 特に制約は設けていませんので、料金を徴収しても構いません。

これは、応募団体の方針によると思いますが、例えば、補助期間中は無料で実施して、利用者のニーズを探るとともにノウハウを蓄積するとか、最初から実費徴収し補助金は事業の認知度向上の方に重点的に投資するとか、様々考え方があると思います。

ただし、料金を徴収した分は、補助対象経費全体から減額されます。

Q. 人員体制上、来年度（平成 30 年度）から事業を実施する計画で応募したいのですが、可能でしょうか？

A. 可能です。

7 事業計画の認定・採択について

Q. 今回、仮に応募者が少なく、6 拠点のうち採択されなかった拠点があった場合、追加募集は予定されていますか？

A. 現時点では考えておりません。

8 他の補助金との併用（募集要領第 8）について

Q. 県の他の補助金や市町村の補助金と併用できますか？

A. 募集要領第 8 (2) 及び (3) に示した事業には、この補助金を併用（同時に充当）することはできません。その他の場合でも、併用可能かどうかは補助金の交付元に必ず事前確認願います。